

平成16年 第5回 12月(定例)中間市議会会議録(第5日)

平成16年12月24日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成16年12月24日 午前10時00分開議

日程第 1 第53号議案 中間市及び北九州市の廃置分合について
(日程第1 質疑・討論・採決)

削除

日程第 2 第54号議案 中間市及び北九州市の廃置分合に伴う財産処分に関する協
議について
(日程第2 質疑・討論・採決)

削除

日程第 3 第55号議案 中間市及び北九州市の廃置分合に伴う議会の議員の定数の
特例に関する協議について
(日程第3 質疑・討論・採決)

追加

日程第 4 第54号議案の撤回の件

追加

日程第 5 第55号議案の撤回の件

日程第 6 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(20名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
6番 青木 孝子君	7番 久好 勝利君
8番 杉原 茂雄君	9番 岩崎 三次君
10番 堀田 英雄君	11番 井上 久雄君
12番 湯浅 信弘君	13番 掛田るみ子君
14番 香川 実君	15番 上村 武郎君
16番 岩崎 悟君	17番 佐々木正義君

18番 米満 一彦君

19番 下川 俊秀君

20番 片岡 誠二君

21番 井上 太一君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陞君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	是永 勝敏君	建設部長	行徳 幸弘君
教育部長	工藤 輝久君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	小倉 計輝君
合併問題対策室参事			田中 茂徳君
秘書課長	田中 久光君	企画財政課長	牧野 修二君
総務課長	中野 諭君	税務課長	鳥井 政昭君
合併問題対策室長			中村信一郎君
合併問題対策室課長			白尾 啓介君
管理課長	栞野 広行君	指導課長	藤原 孝之君
営業課長	矢野 卓雄君		
選挙管理委員会事務局長			井上 敏幸君

事務局出席職員職氏名

局長 勝原 直輝君

次長 白子 優一君

補佐 小田 清人君

書記 岡 和訓君

書記 平川 佳子君

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で、定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いします。

これより、第53号議案から第55号議案までの合併関連3議案の採決の方法についてを議題といたします。

合併関連3議案の採決につきましては、佐々木正義君並びに井上太一君から無記名投票にされたいとの要求と、植本種實君並びに佐々木晴一君から記名投票とされたいとの要求があらかじめ文書で提出をされております。したがって、いずれの方法によるかを、会議規則第68条第2項の規定により、無記名投票をもって採決をいたします。

念のため申し上げます。無記名投票による投票に賛成する諸君は「賛成」と、反対する諸君は「反対」と記入願います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は19人であります。投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。無記名投票に賛成することに賛成の諸君は「賛成」と、また、反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
6 番	青木 孝子議員	7 番	久好 勝利議員
9 番	岩崎 三次議員	10 番	堀田 英雄議員
11 番	井上 久雄議員	12 番	湯浅 信弘議員
13 番	掛田るみ子議員	14 番	香川 実議員
15 番	上村 武郎議員	16 番	岩崎 悟議員
17 番	佐々木正義議員	18 番	米満 一彦議員
19 番	下川 俊秀議員	20 番	片岡 誠二議員
21 番	井上 太一議員		

.....

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（杉原 茂雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に青木孝子さん及び米満一彦君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

議長（杉原 茂雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成14票、反対5票。以上のとおりであります。よって、賛成多数であります。よって、合併関連3議案は無記名投票にすることに決しました。

日程第1．第53号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第1、53号議案中間市及び北九州市の廃置分合についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党は、中間市の合併問題について、「住民の利益を守ること」を第一に考え、

住民の意思を尊重することを明らかにしてきました。北九州市への編入合併は、「百害あって一利なし」として、反対の立場を明確にし、たくさんの判断材料を市民に提供するために、なかま民報などを全世帯に配布してきました。しかし、市民の意思を明らかにするための情報の提供が不十分のまま、住民投票が実施され、その結果は、投票総数59.75%、賛成1万6,263票、反対7,264票でした。合併賛成の市民は有権者の40%なのですが、合併促進の会の方々から、市民の70%が賛成している合併を否決するのかといった脅しと思えるビラや質問状、アンケートのお願いということで、郵便書留や手紙などが4通ほど私の家に郵送されてきました。アンケートには、「万一、合併が否決された場合、来年2月に市会議員の選挙が実施される恐れがありますが、その準備を始めておられますか」など、まるで脅迫状としか思えないものばかりです。また、ある市会議員のところには、企業から合併賛成を暗示する通達が来るなど、私ども市議団以外の議員には数多くの圧力があつたように聞いています。先ほどの4通というのはこういうものなのです。

日本共産党市議団は、議案の賛否について態度を表明すべきだと主張し、常に明らかにしてきました。合併問題についても、全議員が態度を表明すべきと思いますが、このような状況の中で行われる採決です。日本共産党市議団は、全議員が本音で意思表示できるように無記名投票に賛成をしたところです。

ところで、住民投票にかかわる補正予算の専決処分についての監査請求の結果、「市長が議会を招集する暇がないと認めるとき」に該当するか否かについて、市長の認定に客観性があつたかどうかの次の事項に照らして審査されました。

1、法第96条の規定の予算は、議会の議決事件であるという認識があれば、市長は、住民投票を決定した時点で、予算計上のための準備は当然しておかねばならないこと。

2、住民投票の実施日を決定したのは市長であり、市長が「議会を招集する暇がない」と判断する状況は、市長自らの決定に起因するものであること。

3、住民投票を実施することを表明したのは、市議会の開会中のことであり、会期の延長という方法もあること。

以上のことを考慮すると、市長が「議会を招集する暇がない」と認定したことについては、客観性に欠ける面があつたとして、市長の道義的責任が問われています。

市長は、先に述べた住民投票に関わる補正予算の専決処分や、住民投票の延期を求める決議など合併を進める上で議会をたびたび軽視してきました。今回の監査請求の結果についても、同様のことが言えると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

約40日間にわたります監査の皆さん方の結論でございまして、その監査の皆さん方の結論を尊重したいと、こういうことでございます。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑ありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

12月2日付で、部落解放失業対策自由労働組合、特別開発事業就労者組合、全日本建設交通一般労働組合、この3組合の連名による要望書が中間市議会各議員に提出されています。内容は、中間市と北九州市との合併に伴う特定地域開発就労事業の今後の問題についてであります。

要望書によりますと、「平成19年度以降の事業についての具体的な方針は一向に示されず、合併期日までに調整するというあいまいな姿勢に私たちは大きな不安を抱き、この間、市長との交渉に臨んできた次第であります」と、このようになっています。

旧産炭地域の失業対策事業として残っているのは、特定地域開発就労事業、特開事業だけであります。合併相手の北九州市にはこの事業は適用されていません。生活道路を見たときに、中間市の方が隣接する北九州市に比べ格段に整備されているのは、特開事業など国の制度事業が中間市では存続してきたからです。市当局の説明によれば、この事業はあと五、六年は続くということであります。合併しなければその間に中間市内の生活道路はさらに整備されます。また、雇用の場も確保されます。特開事業に働く人たちの不安を解消するには、合併を進めてきた市長の責任でもってこの問題を解決すべきではないかと思いますが、どのように解決されるのか伺いたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

ご指摘の問題につきましては、関係団体ともこれまで幾度となく会議を重ねてまいっておりますし、そういった皆さん方の思いをこれまでも大変重要な問題でございますので、末吉市長にいろんな形でお願いに行った経過がございますけれども、確かに今、久好議員が言われましたように、この就労事業というのは北九州市にはないわけございまして、そういったことも含めて各関係団体の方から大変不安の声があったわけですが、そういった認識を持ちながら、これまでも幾度となく北九州市の方に問題提起をしてきたところでございまして、これはこの第6号の合併協議会だよりも記載をさせていただいておりますけれども、当初の事業の調整案といたしましては、国の動向を見極め、事業の継続については関係機関とも十分に協議・調整をするということになっておりました。しかしながら、先ほど言いましたように私も北九州市に何度とも要求をいたしてございまして、その結果、第1に特開事業を新市においても、継続をしていくことの約束を得ることが最優先課題と考えまして、結果的にはこの事業を継続することで合意ができたわけございまして、また事業の継続に当たりましては、関係団体と今後十分協議・調整をすると、こういうことになっておりますので、今後、合併時までさらに精力的に協議を行ってま

いりたいと、このように考えているところでございます。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑ありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

この事業を継続するという事で協議がなされたということですが、これは国の事業なんですけれど、国との関係ではしっかりとした協議ができているかどうか伺いたいんですが。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

国の方も、この事業につきましても、県市長会なりあるいは全国市長会等々含めて関係市と十分連携をとりながら、その都度お願いをしておりますので、十分に国の方も精査していただけるものと、そういうふうに考えております。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑はありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

旧産炭地域振興のための国からの資金がいろんなところに今まで出てきておりました。北九州市の香月地域にも以前はありました。ところが北九州市は、その資金を門司港のいわば港湾整備につぎ込んでおります。一旦合併してしまえば、小さい方がどのようになるのかということは、このことが示していると思いますが、合併後の中間地域の要求が通るとい保証は合併してしまえばありません。特開事業就労者111名に納得できる説明ができるように直ちに問題解決を図るべきではないかと思っております。

今、全国市長会とかそういったことが言われましたけれど、今問題になっているのは北九州市が適用されていないということなんです。ですから、そこを十分踏まえた上で、北九州市がこの事業を国に対して、どのように今後継続していく考えがあるのかということをはっきり北九州市の方から聞かせなければならぬと思うんです。その点はどうですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

当然のこととして、先ほど言いましたように北九州市になくて中間市にあると、こういうことを前提に、これまでも真摯に北九州市の方をお願いをしてきたわけでございまして、北九州市の方もこの事業については新市になっても継続をしていくと、こういうことを表明をされておりますので、そういった形で合併をしたという前提に立つならば、今後とも中間市の主張を繰り広げ展開をしていきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第53号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。下川俊秀君。

議員(19番 下川 俊秀君)

おはようございます。創希改の下川俊秀です。第53号議案について反対討論を行います。

北九州市との合併については、これまで法定協議会で両市の合併条件について協議が重ねられ、先日、合併協定書の調印が行われましたが、中間市としてどうしても譲れない項目・条件があります。その一つは、「中間区の設置期間」であります。私たち中間市民としては、「中間」というなれ親しんできた名称を残していくためにも、また、身近に区役所があるという利便性の高い安心して暮らせる市民生活を送るためにも、「中間区」を永續させてもらいたいと考えるのは当然のことであります。たとえそれが困難だとしても、「中間区」をできるだけ長く設置していただきたい。少なくとも新市建設計画の実施期間である10年間は「中間区」を存続させるべきであります。それを北九州市の行政区の再編の時期をめぐりにしているかどうかは知りませんが、合併協定書の文言には、「中間区の設置については当分の間とし、その後のあり方については新市において検討する。」となっているようなわけであります。このようないい加減で抽象的な表現では、北九州市の都合によって、いつでも中間区を廃止できるわけであり、とても承認できるものではありません。

また二つ目の反対理由は、北九州市との合併は、市民生活にとって負担の方が大きく、メリットの方が小さいということであります。具体的に申し上げますと、固定資産税、事業所税、介護保険料といった税負担が軒並み上がる一方で、大幅に下がるはずだった一般ごみの収集料や下水道の受益者負担金が据え置かれることになり、負担は大きく増すが受益が少ないという納得できない内容で合意されており、これでは何のための合併なのか、中間市にとっても中間市民にとってもデメリットの方が大きい合併と言わざるを得ません。

また、私たち議員の定数及び任期については、法定協議会で協議・決定すべき事項であるにもかかわらず、末吉市長は在任特例を憲法違反であるとマスコミを通じて発言し、大島市長も抱き込んで、意図的に定数特例の流れをつくるという、極めて非民主的な手法を

用いて在任特例の主張を封じ込めました。合併特例法という法律によって定められている在任特例という制度を、法律を率先して遵守すべき立場である市長自身が、憲法違反であり認められないと主張することは、一首長として甚だ不謹慎であります。このような北九州市長の姑息かつ不遜な態度は、合併協議を進めていく中のさまざまな場面で見受けられ、「私たちは中間市と合併してあげるんだぞ」という北九州市の高圧的態度と、新市建設計画や地域審議会で見られたように、前言を平気で翻す行政姿勢に対して、大いに不信感を抱き、そのために新市建設計画を実行する保証を求めたわけであります。もちろん、新市建設計画を実行するための担保を求めることはおかしいと考える方もいたでしょうが、要はそれほど両市の間大きな不信感があるということでありませぬ。

以上の理由により、私は、この度の北九州市との合併は一旦白紙に戻すべきであると考え、この議案に反対するものであります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

市民の皆様おはようございます。私は、良政クラブの佐々木晴一でございます。第53号議案に対して、賛成討論をさせていただきます。

いよいよ中間市の将来を決する「天下分け目の関ヶ原」と言ってもいい本日を迎えております。中間市民4万8,000人の実に9万6,000個の目が、飛んでくる矢のごとくにこの議場に降り注いでいることを感じます。私たち20名のこの議員の判断で、この中間市の将来が決まるかと思うと身もすくむ思いでございます。

ところで、中間市民の皆様、なぜ北九州市との合併をしなければならないか、いま一度考えてみてください。ちまたでは、財政が逼迫しているから合併をしないといけないんだと信じられています。が、本当にそうでしょうか。確かに中間市の財政は厳しい状況にあります。それが第一の目的ではございません。じゃ何が問題でしょうか。この第一の目的を隠して財政問題だけを取り上げて、今合併しようとしている大島市長に一言申し上げたい。あなたの財政問題だけを信じ、先日の住民投票においては1万7,000名近くの方が合併賛成にマルを入れ、あなたについていこうとしています。

今、中間市が合併するかどうかのこの瀬戸際において、本当の理由を言わなくていいんですか。それは、3年半前の市長選挙の折、このように上げておりました暴力問題、公共工事の不正問題、あるいは差別問題、生保問題、これらの問題を解決したくてやむなく、やむなく今回合併というこの厳しい選択をしたのではないのでしょうか。この問題をないがしろにして、今回合併交渉が進んできました。それは、市長にとって身の危険を感じたからではないのでしょうか。.....

.....あの命がけの大島市長にもう一度戻っていただいて、この中間市の大きな分かれ目であるこのときに、いま一度この中間市民5万のリー

ダーとして、合併が実現するまでその先頭に立っていただきたいと思うのであります。

合併推進団体の皆様、合併を願う市民の皆様、これらの深刻なこの問題をなおざりにして、先送りにして、このまま財政問題だけを理由に簡単に駆け込み的に合併してもいいのでしょうか。私たちがやり残した積み残したこの仕事を、私たちの子や孫にやらせる気ですか。この合併という大きな大転換のときに、私たちは、これらのこの深刻な問題に対して大掃除をする決意をすべきときなのであります。

皆様もご存じのように、昨年の市会議員選挙の折、北九州市との合併を主張したのはこの私佐々木晴一のみでございます。その合併の目的は、もちろんこれらの問題を解決するためでございます。この問題を抜きにして棚上げにして今回合併交渉が進められたのは大島市長の手落ちと言えるかもしれません。

次に今、合併が賛成なのか反対なのかといったこの大きな分かれ目のこの原因として挙げられているものが、この議会におけるこの在任特例、定数特例といったこの議員定数にあることは皆様ご存じかと思えます。これらの中で動くこの議員に対して、市民の皆様が批判の目を向けていることを私は知っております。私は、今年3月議会において、定数特例による合併をしなければ、行政改革という大儀は失われてしまうであろうと強く主張させていただきました。しかし、市民の皆様におかれましては、合併のこの話が始まったそのときにおいて、この議員定数は3議席による定数特例によって合併すべきであると考えた人はどれだけいるのでしょうか。また、合併の本来の目的を見抜いた市民はどれだけいるのでしょうか。それを棚に上げてこの議会議員だけを責めるのは筋違いでございます。

聖書の中にはこんな言葉もあります。ある姦淫をした女にイスラエル人が寄ってたかって石を投げつけて殺そうとしたとき、イエスはこう言います。その中にあなたたちの中に罪はないと思う者だけが石を投げよと言うと、一人去り、二人去り、みんな去っていきました。今、中間市民の中にはリコール運動さえもやろうとする動きがございます。この活動をやっている皆さんは、議員以上に命がけでこれらの諸問題に対して取り組もうという義憤心に本当に燃えてやっているのでしょうか。それとも反対に野次馬根性で物見遊山的にその行動をやっているのでしょうか。発言したり行動するには責任があります。無責任に団体の中で発言したり行動することによって、この中間市の将来に禍根を残すことは断じてするべきではございません。

そして中間市民の中にはいろんな職業の方、団体の方がいらっしゃいます。そしてその方たちの生活や既得権があることはよく知っております。この合併という機を通して改めるべきところは、既得権など改めるべきところを改め、なくすべきところはなくしていかなくてはなりません。それは議員もまた市の職員も市民も業者もすべて同じでございます。聖域はございません。この既得権をめぐるエゴの対立から、今回、住みなれた中間市が合併をしなければならないというこの窮地に至っているという事実を皆さんは知るべきであります。

次に、先日、近藤氏を代表とする合併促進の会や、幸田氏を代表とする合併促進中間市民の会より、脅迫状まがいのアンケートが私たち議員のもとに届けられております。その内容はこういったものでございますが、この合併に対するその意思をここに記入せよ、その意思をその内容を公表する、未提出の場合は名前を公表するというものでございます。この内容をよしとして答えた議員ならまだしも、公表されることを恐れて提出した議員もいらっしやいますでしょう。そこで、それらの活動をやっている市民の皆様一言この場をかりて申し上げたい。あなた方のやってることは、スキャンダルの証拠写真を盾に法外なお金を要求する暴力団や犯罪者と同じことをやっております。無理やりに議員の意思をそういったものでねじ伏せようというのは断じて許されるべきものではありません。

そしてまた、そればかりか、先日、この17日に今回採決において否決されれば議会をリコールしようというそういう市議会解散リコール実行委員会なるものが先日発足しております。まさに今回の採決は、20人の市会議員ののど元にナイフを突きつけられて、恫喝されるがごとくに行われている議会だと言えるのであります。このような暴力的な環境の中で冷静な正しい判断ができるでしょうか。私は、市議会の議員の先生たちは、少なくとも市民の皆様それ以上に中間市の将来を考えていると強く信じます。

次に、話をもとに戻しまして、この合併の目的は本当に何でしょうか。市長が言われるように合併推進の団体が言われますように、財政問題でしょうか。違います。あるとき市長が私に言いました。この中間市の深刻な問題である暴力問題、談合問題、差別問題、生保問題、これらを解決するには中間市単独では何十年もかかる。この問題を解決するためにこの合併という大きな渦で解決しなくてはならないんだと言われました。私も全く同感であります。私も昨年の市会議員選挙の折、これだけを主張し当選させていただきました。ならば市長、下手に財政問題などと姑息な理由をつけずに、暴力問題や談合問題、差別問題、生保問題、この解決のために合併をやるんだと、この議会や市民に対して訴えるべきじゃないでしょうか。まさか命欲しさのために、これらの厳しい問題から逃げだすために、議員や市民を犠牲にして北九州市との合併を進めたわけじゃないでしょうけども、何を主張するにつけ、目標設定は大事でございます。それが大事であればあるほど目標設定は大事でございます。「時が解決してくれるであろう」、「北九州市の末吉市長が解決してくれるであろう」、こんな「だろ」的発想では何の解決にもなりません。このまま財政問題だけを理由に合併をしてしまうんならば、先日の住民投票において1万6,263人の方が合併賛成にマルをした市民の方に対して申しわけが立ちません。まさしくその市民に対して裏切り行為となってしまいます。そこで、そういうこともしっかりと踏まえて、今日の議会に市長も臨んでもらいたいと思うのであります。

そして、合併になったとしてもならなかったとしても、これらの暴力問題、談合問題、差別問題そして生保問題、この問題解決のために、命を惜しむことなく戦ってもらいたいと思うのであります。もし怖いと思うのであれば、大島市長にかわって私がやっていく

決意でございます。来年、もし今回否決され中間市が単独で行かざるを得なくなった場合、単独になった場合、もし市長がそれらの問題に対して本気でやる気がなければ、私は来年7月の市長選挙に出てでも、これらの問題解決に取り組んでまいります。もちろん、幸いにして反対に今回見事合併が可決になるならば、私はこの問題解決のために18年春の増員選挙において必ず勝ってみせ、これらの問題を解決してみせます。

最後に、最後に、中間市民の皆様にお願いがございます。今回、合併がなろうがなるまいが、この賛成派、反対派決裂することなく、市民一丸となって新しいまちづくりに取り組んでもらいたいと思うのであります。なぜならば、これほど5万の市民の皆様が明日のまちづくりに対して真剣に考えたことはないからでございます。明日の明るいまちづくりのために手をつなぎ合って、手を持ち合っていないじゃないですか。当然、リコール運動などはもってのほかでございます。これは大きな禍根と決裂と傷を残すだけで、何の解決にもならず、ただ現状が続くばかりでございます。最後に議員の皆様におかれましては、大事な採決でございますので、よくよく良心に恥じないよう議員エゴに走ることなきよう投票していただきますようお願いし、私からの賛成討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 茂雄君）

討論中でありまして、ちょっと1点だけ。先ほど討論の中で、「……………」という表現がありましたが、これは事実であるかないかは知りませんが、この発言については撤回修正をしていただきたいと思っておりますので、後ほどこれは所定の手続を踏まえて議事録からの削除等の手続をとらせていただきます。この点を申し添えておきます。

ほかに討論ありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

ただいま議題となっております53号議案中間市及び北九州市の廃置分合についての討論を、日本共産党議員団を代表して行います。

昨年6月17日の合併促進調査特別委員会において、それまで遠賀四町との合併に向けて調査研究をさせていた市長が、遠賀四町との合併は難しいからと、突如として北九州市との合併に方向転換をしました。その1週間前、6月10日に市長は、遠賀四町と合併したいので遠賀四町の法定協議会への参加申し入れについて議論してほしいと、発足したばかりの合併促進調査特別委員会に提案しています。遠賀四町がだめなら北九州市と、とわずか1週間ですぐと変わる合併問題に対する市長の態度は、その後随所に無責任な形で表れております。

中間市が単独でやっていけるという裏付けを出した市財政課の財政シミュレーションを無視して、何ら根拠を示さず、少子高齢化で財政が厳しいから合併しかないとの発言、株の話の後だったのでと言いわけをしている中間市は今が売り時発言、カラオケで昴の歌詞

を変えてのさらば中間市よ、などいろいろあります。

またそれは法定協議会の中でもありました。合併すれば中間市民が長年にわたって培ってきた文化も伝統も、さまざまな行政上の北九州市に比べて優れた制度も、すべてが北九州市に統一されることになります。

北九州市との合併は、中間市が北九州市に吸収される編入合併ですから、そうなるのは当然だと言われるかもしれませんが、それでは何のための法定協議会でしょうか。5万市民の代表である市長は、中間市民の暮らしを守り、中間市のよいところを残すために、相手が100万市の市長であっても、同じ肩書を持つ市長ですから、市民の利益を守るために、法定協議会の場で堂々と渡り合ってもらいたかったものであります。それが肝心なところで、北九州市が用意した原稿を読むような卑屈な態度をとるのでは、心ある市民は情けなく思ったのではないのでしょうか。

日本共産党は、中間市が北九州市に吸収合併されることについては、住民の利益にはならないと反対してきました。その理由は、住民の負担が固定資産税や保育料など大幅に増えること、中間区になっても行政上の権限はなく、しかもそれは当分の間で、役所が遠くなるなど不便になり、住民サービスが後退すること、中間市は北九州市の片隅の地域になり寂れること、北九州市の莫大な借金と重い負担を将来にわたって背負うこと、中間市の財政はあわてて合併しなくても十分自立してやっていけること、特例債を使った事業計画は、一見魅力的には見えても、必要性を疑う箱物や生活道路ではなく、幹線道路建設などむだな公共事業が多くなり、それこそ子や孫の代に大きな借金を残すことになる、などあります。

また日本共産党は、住民投票の結果を尊重することも明らかにしてきました。ところが、その住民投票は、市民の暮らしと中間市の将来がどうなるのか、確定した判断材料がないままで行われました。住民投票条例では、市長は、市民が意思を明確にするために必要な情報の提供に努めなければならない、とこのようになっています。また、大島市長も、「住民投票は合併協議が終了し、市民に十分な情報を提供してから行います」と、このように議会で繰り返し発言してきております。法定協議会で合併協議が終了したのは11月9日ですから、10月31日に行われた住民投票は、住民投票条例に違反した状態で行われ、市長自身が公式の場で約束したことにも反した状態で行われました。

しかも、住民投票の前に開かれた10月19日の臨時議会では、住民投票の実施を正常な状態に引き戻すために、住民投票の延期を求める決議が採択されました。そのとき同時に、市長が提案した住民投票に関わる補正予算は否決されました。それにもかかわらず市長は住民投票を強行しました。10月31日に行われた住民投票に際しては、市長と一部の議員は中間市単独では財政が破綻するという根拠のない言辞を弄しながら、まだ合意されていない新市建設事業計画が必ず実行されるかのごとき情報を流し、北九州市への合併をバラ色の未来のように描いて市民を世論誘導しました。

住民投票に当たっては、市長をはじめマスコミも含めて、住民投票の争点が住民の利益になるのかならないのかというよりも、議員の身分の問題に決着をつけるのが住民投票の争点であるかのようなすり替えも行われました。住民こそ主人公を立党の原点とする日本共産党は、たとえ納得できない時期に行われた住民投票であっても、合併の賛否について市民が自ら下した結果を尊重するのは当然であります。しかしながら、先に述べましたような余りにも市民不在、住民の利益そっちのけで進められてきた今回の合併の経過全体、特に議会の住民投票延期決議をも無視して、明らかな条例違反の状態住民投票を強行したことなど考えれば、このまま合併に踏み切るとはとても同意できるものではありません。

共産党議員団は、このように複雑な状況のもとでのぎりぎりの選択として、合併の可否そのものを決定する53号議案に白票を投じることを表明して討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

私は、良政クラブの植本種實でございます。賛成討論をいたします。

私は、中間市と北九州市との合併に賛成でございます。両市は地理的、歴史的に結びつきが強く、中間市民の大多数は北九州市内に勤めており、人、物の交流は大変多く、合併することの利点は、はかり知れないものがあると思います。また、北部九州で福岡市圏との中間にあり、筑豊地区の玄関口として北九州市中間区は栄えると思います。そして、合併し、新市建設計画が行われれば、市内の交通渋滞の緩和、下水道の早期完備、中間駅前再開発、岩瀬地区の開発、垣生公園、川西地区の発展と、市民の生活環境は大きく向上し、そのメリットは孫子の代までであると思います。

また、国の三位一体の改革とこれから迎える少子高齢化社会を考えると、中間市もこのままでいいわけはなく、合併という聖域なき行財政改革を断行し、市民の将来に安心・安全をはかるのが行政の務めであります。同時に、10月の住民投票により市民7割が合併に賛成されている以上、民意を尊重しその実現に向かうのが議員の責務であると私は考えます。

しかし、合併したからといって物事すべてがよくなるとは決して思いません。中間市が発足してもう少しで50年となります。先輩たちが築かれてきた中間市が、北九州市中間区になることに一抹の寂しさはありますが、中間5万人の10年先、20年先、子どもたちの未来を考えて、中間市を愛するがゆえ、合併を決断された大島市長、議会の皆様方に私は深い敬意を表します。北九州市の輝く中間区となり、地域発展、住民福祉の向上を図るべきと考え、私は勇気と希望を持って合併に賛成いたします。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより、第53号議案中間市及び北九州市の廃置分合についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

本件について同意することに賛成の諸君は「賛成」、また、反対の諸君は「反対」と記入願います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(杉原 茂雄君)

ただいまの出席議員は19人であります。投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

議長(杉原 茂雄君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(杉原 茂雄君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また、反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1番	中家多恵子議員	2番	山本 慎悟議員
3番	佐々木晴一議員	4番	植本 種實議員
6番	青木 孝子議員	7番	久好 勝利議員
9番	岩崎 三次議員	10番	堀田 英雄議員
11番	井上 久雄議員	12番	湯浅 信弘議員
13番	掛田るみ子議員	14番	香川 実議員

15番 上村 武郎議員

16番 岩崎 悟議員

17番 佐々木正義議員

18番 米満 一彦議員

19番 下川 俊秀議員

20番 片岡 誠二議員

21番 井上 太一議員

.....
議長（杉原 茂雄君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（杉原 茂雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に久好勝利君及び佐々木正義君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

議長（杉原 茂雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成7票、反対12票。以上のとおりであります。よって、賛成少数により第53号議案は原案否決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時04分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（杉原 茂雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長より、12月7日提出されました第54号議案及び第55号議案の撤回の申し出があります。

追加日程第4．第54号議案の撤回の件

議長（杉原 茂雄君）

まず、第54号議案の撤回の件を日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。第54号議案の撤回の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより第54号議案を撤回する件について議題といたします。

市長からの第54号議案の撤回の理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第54号議案は中間市と北九州市の廃置分合に伴う関連議案であり、基本となります第53号議案が否決されましたことから、採決を行う意味が失われましたので、これを撤回いたします。

議長（杉原 茂雄君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております第54号議案の撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案の撤回の件については、これを承認することに決しました。したがって、日程第2は削除いたします。

追加日程第5 . 第55号議案の撤回の件

議長（杉原 茂雄君）

次に、第55号議案の撤回の件を日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。第55号議案の撤回の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。これにより、第55号議案を撤回する件についてを議題といたします。

市長からの第55号議案の撤回の理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第55号議案も54号議案と同様、中間市及び北九州市の廃置分合に伴っての関連議案であり、基本となります廃置分合の議案が否決されました以上、採決を問う意味が失われましたので、これを撤回をいたします。

議長（杉原 茂雄君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております第55号議案の撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案の撤回の件については、これを承認することに決しました。したがって、日程第3は削除いたします。

日程第6 . 会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において井上久雄君及び香川実君を指名いたします。

議長（杉原 茂雄君）

以上をもちまして今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成16年第5回中間市議会定例会はこれにて閉会をいたします。

午前11時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 井 上 久 雄

議 員 香 川 実